

平成 29 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 30 年 6 月 29 日

ソニー生命保険株式会社

平成 29 年度(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

◆ 保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

(単位:件)

	保険金					給付金						合計	
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計		
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	6	2	0	0	8	8	
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	告知義務違反解除	4	0	0	15	19	3	169	96	0	13	281	300
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	免責事由該当	73	1	0	0	74	19	26	16	0	1	62	136
	支払事由非該当	2	0	70	15	87	0	104	11,213	18	19	11,354	11,441
	その他 ※	0	0	0	1	1	0	17	11	0	36	64	65
お支払い非該当件数合計	79	1	70	31	181	22	322	11,338	18	69	11,769	11,950	
お支払い件数合計	5,993	30	337	3,150	9,510	2,936	139,545	93,021	46	13,681	249,229	258,739	

※がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

◆ 四半期ごとの時系列推移表

	平成 28 年度				平成 29 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	60,995 件	62,166 件	62,038 件	62,802 件	62,722 件	63,903 件	67,579 件	64,535 件
お支払非該当件数合計	3,021 件	3,089 件	3,095 件	3,141 件	2,890 件	2,820 件	3,248 件	2,992 件

◆お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 29 年度)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
告知義務違反解除	特定疾病保険金	<p>被保険者は、前立腺癌の診断を受けられたとして、特定疾病保険金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前に健康診断での指摘が窺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に健康診断にて腫瘍マーカーの数値が高値のため精密検査を要すると指摘されていたことが判明いたしました。</p> <p>健康診断での異常の指摘は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、特定疾病保険金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、大腸癌により電磁波温熱療法を平成 29 年 1 月 4 日、1 月 30 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、被保険者が過去にご請求された平成 28 年 12 月 2 日の電磁波温熱療法の手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術「悪性新生物温熱療法」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回を給付の限度とする。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、右小指近位指節間関節脱臼骨折により観血的骨接合術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「筋・腱・靭帯観血手術」における除外規定「手指・足指を除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
無効(その他)	がん入院給付金 退院後療養給付金 がん手術給付金 がん診断給付金	<p>被保険者は、膀胱癌により入院し手術を受けられたとして、がん入院給付金、退院後療養給付金、がん手術給付金、がん診断給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、事実の確認を行ったところ、がん給付の責任開始期の前日までに膀胱癌と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効(※)とし、がん入院給付金、退院後療養給付金、がん手術給付金、がん診断給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに、がんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金	<p>被保険者は、糖尿病により入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診が窺われたため、事実の確認を行ったところ、契約日以前に糖尿病で通院をされていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した通院は、契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、網膜色素変性症により視力が低下されたとして、高度障害保険金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された視力は両眼:0.05 であり、高度障害保険金の支払事由である「両眼の視力を全く永久に失ったもの(※)」にあたらないことから、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※眼の障害(視力障害)</p> <p>(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</p> <p>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みがない場合をいいます。</p> <p>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、水平埋伏智歯により抜歯術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術」における除外規定「歯・歯肉の処置に伴うものを除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	障害給付金	<p>被保険者は、交通事故による左肩甲骨骨折のため、肩関節の運動範囲に障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された肩関節の運動範囲は、生理的に運動することができる範囲(角度)の 1/2 以上と計測されており、障害給付金の支払事由である「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(※)」にあたらないため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の 1/2 以下で回復の見込みのない場合をいいます。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は食道癌により入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書よりご契約の復活日以前の受診が窺われたため、事実の確認を行ったところ、復活日以前に食道癌で受診していたことが判明いたしました。</p> <p>判明した受診は、復活時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、左上葉肺癌の肩甲骨転移により放射線治療を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、照射した総線量が 30 グレイであったため、手術給付金の対象となる手術の「新生物根治放射線照射」における制限規定「50 グレイ以上の照射」に該当しないため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、左肩関節脱臼により関節脱臼非観血的整復術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、受けられた手術は非観血的手術(※1)であり、手術給付金の対象となる四肢骨・四肢関節観血手術(※2)ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※1 非観血的手術とはメス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術をいいます。</p> <p>※2 観血手術とは皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 手術給付金	<p>被保険者は右乳癌により入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診が窺われたため、事実の確認を行ったところ、契約日以前に右乳癌で受診していたことが判明いたしました。</p> <p>判明した受診は、契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただいていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

以上